

那覇市公報

第 1 5 9 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 918

◇告 示◇

○那覇市国場児童館の指定管理者の指定について（子育て応援課）…………… 1018

○那覇市大名児童館の指定管理者の指定について（子育て応援課）…………… 1019

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 1020

◇消防本部告示◇

○総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定について…………… 1020

◇教育委員会告示◇

○那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について…………… 1022

○那覇市文化財の指定について…………… 1023

◇選挙管理委員会告示◇

○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1024

○選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1024

○在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1025

規 則

那覇市規則第 1 号

平成25年 1 月 30 日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 〔略〕(第44条～<u>第49条</u>) 付則 (入居の申込み及び決定) 第3条 条例第8条第1項の規定により公営住宅の入居の申込みをしようとする者は、市長の指定する期日までに<u>市営住宅入居申込書(第1号様式)</u>を提出しなければならない。この場合において、申込みをしようとする者が条例第9条第3項の規定に該当する者であるときは、その旨を証する書類を添えなければならない。 2 〔略〕 3 市長は、市営住宅入居申込書の提出があったときは、入居申込者に<u>市営住宅入居申込受付票(第2号様式)</u>を交付する。 4 条例第9条第2項に規定する公開抽選により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 婚姻の予約者については、<u>婚約証明書(第3号様式)</u> (4)～(5) 〔略〕 5 条例第8条第2項に規定する通知は、<u>市営住宅入居決定通知書(第4号様式)</u>。定期入居決定の場合は、<u>定期入居決定通知書(第4号様式の2)</u>により行う。 (定期入居決定に関する説明等) 第3条の4 条例第8条の2第4項の規定による説明は、<u>定期入居決定に関する説明書(第4号様式の3)</u>の交付により<u>行うものとする</u>。	目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 〔略〕(第44条～<u>第50条</u>) 付則 (入居の申込み及び決定) 第3条 条例第8条第1項の規定により公営住宅の入居の申込みをしようとする者は、市長の指定する期日までに<u>市営住宅入居申込書</u>を提出しなければならない。この場合において、申込みをしようとする者が条例第9条第3項の規定に該当する者であるときは、その旨を証する書類を添えなければならない。 2 〔略〕 3 市長は、市営住宅入居申込書の提出があったときは、入居申込者に<u>市営住宅入居申込受付票</u>を交付する。 4 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 婚姻の予約者については、<u>婚約証明書</u> (4)～(5) 〔略〕 5 条例第8条第2項に規定する通知は、<u>市営住宅入居決定通知書(定期入居決定の場合は、市営住宅定期入居決定通知書)</u>により行う。 (定期入居決定に関する説明等) 第3条の4 条例第8条の2第4項の規定による説明は、<u>定期入居決定に関する説明書</u>の交付により<u>行う</u>。

2 条例第8条の2第5項の規定による説明を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書（第4号様式の4）により行うものとする。

（定期入居決定期間満了通知書等）

第3条の5 条例第8条の2第6項の規定による通知は、定期入居決定期間満了通知書（第4号様式の5）により行うものとする。

2 条例第8条の2第7項の規定による通知を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書（第4号様式の6）により行うものとする。

（入居期間の延長）

第3条の6 条例第8条の2第11項の規定による申請は、定期入居期間延長申請書（第4号様式の7）により行うものとする。

（請書等）

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する請書の様式は、第5号様式（定期入居決定の場合は、第5号様式の2）のとおりとし、同号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）～（3） [略]

（4） 誓約書（第6号様式）

（5） [略]

2 条例第11条第5項に規定する通知は、市営住宅入居許可書（第7号様式）により行う。

（連帯保証人の変更）

第8条 [略]

2 入居者は、前項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 [略]

4 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに連帯保証人住所等変更届（第9号様式）を

2 条例第8条の2第5項の規定による説明を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書により行う。

（定期入居決定期間満了通知書等）

第3条の5 条例第8条の2第6項の規定による通知は、定期入居決定期間満了通知書により行う。

2 条例第8条の2第7項の規定による通知を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書により行う。

（入居期間の延長）

第3条の6 条例第8条の2第11項の規定による申請は、定期入居期間延長申請書により行う。

（提出書類等）

第6条 条例第11条第1項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）～（3） [略]

（4） 誓約書

（5） [略]

2 条例第11条第5項に規定する通知は、市営住宅入居許可書（定期入居決定の場合は、市営住宅定期入居許可書）により行う。

（連帯保証人の変更）

第8条 [略]

2 入居者は、前項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 [略]

4 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに連帯保証人住所等変更届を市長に提出し

市長に提出しなければならない。 （入居の変更） 第9条 条例第5条第7号の規定に該当するとして入居の変更を希望する者は、<u>入居変更承認申請書（第10号様式）</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居変更承認・不承認通知書（第11号様式）</u>により通知する。 3 〔略〕 （入居の入れ替わり） 第10条 条例第5条第8号の規定に該当するとして入居の入れ替わりを希望する者は、<u>入居入れ替わり承認申請書（第12号様式）</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居入れ替わり承認・不承認通知書（第13号様式）</u>により通知する。 3 〔略〕 （同居の承認） 第11条 条例第12条第1項の規定による同居の承認を得ようとする入居者は、<u>同居承認申請書（第14号様式）</u>に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。 （1）～（2） 〔略〕 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>同居承認・不承認通知書（第15号様式）</u>により通知する。 3 〔略〕 （同居者の異動届） 第12条 入居者は、同居者に出生、死亡、転入、転出等による異動が生じた場合は、前条の規定による同居の承認を得た場合を除き、速やかに<u>同居者異動届（第16号様式）</u>を市長に提出しなければならない。	なければならない。 （入居の変更） 第9条 条例第5条第7号の規定に該当するとして入居の変更を希望する者は、<u>入居変更承認申請書</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居変更承認・不承認通知書</u>により通知する。 3 〔略〕 （入居の入れ替わり） 第10条 条例第5条第8号の規定に該当するとして入居の入れ替わりを希望する者は、<u>入居入れ替わり承認申請書</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居入れ替わり承認・不承認通知書</u>により通知する。 3 〔略〕 （同居の承認） 第11条 条例第12条第1項の規定による同居の承認を得ようとする入居者は、<u>同居承認申請書</u>に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。 （1）～（2） 〔略〕 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>同居承認・不承認通知書</u>により通知する。 3 〔略〕 （同居者の異動届） 第12条 入居者は、同居者に出生、死亡、転入、転出等による異動が生じた場合は、前条の規定による同居の承認を得た場合を除き、速やかに<u>同居者異動届</u>を市長に提出しなければならない。
--	--

式)を市長に提出しなければならない。 (入居の承継の承認) 第13条 条例第13条第1項の規定による入居の承継の承認を得ようとする者は、その事実が発生した日から14日以内に<u>入居承継承認申請書(第17号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居承継承認・不承認通知書(第18号様式)</u>により通知する。 3 [略] (収入の申告等) 第14条 条例第15条第2項に規定する収入の申告の様式は、<u>第19号様式のとおりとする。</u> 2 条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第14条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>収入額認定兼家賃額通知書(第20号様式)</u>により行う。 3 条例第15条第4項の規定により意見を述べようとする者は、収入額認定通知を受けた日から30日以内に<u>収入額認定更正申立書(第21号様式)</u>にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは<u>収入額認定更正通知書(第22号様式)</u>により、理由がないと認めるときは<u>収入額認定更正申立棄却通知書(第23号様式)</u>により通知する。 (家賃の減免又は徴収の猶予) 第15条 条例第16条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>家賃減免申請書(第24号様式)</u>又は<u>家賃徴収猶予申請書(第25号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったと	提出しなければならない。 (入居の承継の承認) 第13条 条例第13条第1項の規定による入居の承継の承認を得ようとする者は、その事実が発生した日から14日以内に<u>入居承継承認申請書</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>入居承継承認・不承認通知書</u>により通知する。 3 [略] (収入の申告等) 第14条 条例第15条第2項に規定する収入の申告は、<u>収入申告書</u>により行う。 2 条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第14条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>収入額認定兼家賃額通知書</u>により行う。 3 条例第15条第4項の規定により意見を述べようとする者は、収入額認定通知を受けた日から30日以内に<u>収入額認定更正申立書</u>にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは<u>収入額認定更正通知書</u>により、理由がないと認めるときは<u>収入額認定更正申立棄却通知書</u>により通知する。 (家賃の減免又は徴収の猶予) 第15条 条例第16条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>家賃減免申請書</u>又は<u>家賃徴収猶予申請書</u>を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったと
---	---

きは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について家賃減免承認・不承認通知書(第26号様式)又は家賃徴収猶予承認・不承認通知書(第27号様式)により通知する。

3～5 〔略〕

(敷金の減免又は徴収の猶予)

第16条 条例第19条第2項の規定により敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、敷金減免申請書(第28号様式)又は敷金徴収猶予申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について敷金減免承認・不承認通知書(第30号様式)又は敷金徴収猶予承認・不承認通知書(第31号様式)により通知する。

(一時不使用の届出)

第18条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅一時不使用届(第32号様式)によるものとする。

(用途外の使用承認)

第19条 条例第27条ただし書の規定により公営住宅の一部について用途外使用の承認を得ようとする者は、市営住宅一部用途外使用承認申請書(第33号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書(第34号様式)により通知する。

3～4 〔略〕

(模様替等の承認)

第20条 条例第28条第1項ただし書の規定により模様替又は増築の承認を得ようとする者は、市営住宅模様替等承認申請書(第35号様式)を市長に提出しなければな

きは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について家賃減免承認・不承認通知書又は家賃徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

3～5 〔略〕

(敷金の減免又は徴収の猶予)

第16条 条例第19条第2項の規定により敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、敷金減免申請書又は敷金徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について敷金減免承認・不承認通知書又は敷金徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

(一時不使用の届出)

第18条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅一時不使用届によるものとする。

(用途外の使用承認)

第19条 条例第27条ただし書の規定により公営住宅の一部について用途外使用の承認を得ようとする者は、市営住宅一部用途外使用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書により通知する。

3～4 〔略〕

(模様替等の承認)

第20条 条例第28条第1項ただし書の規定により模様替又は増築の承認を得ようとする者は、市営住宅模様替等承認申請書を市長に提出しなければならない。

らない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅模様替等承認・不承認通知書（第36号様式）</u>により通知する。 3 [略] 4 模様替又は増築の承認を得た者は、工事の完成後7日以内に<u>市営住宅模様替等完成届（第37号様式）</u>を市長に提出し、完成検査を受けなければならない。この場合において、市長が前項各号の規定に該当しないと認めるときは、完成物を改修又は撤去しなければならない。 （収入超過者等の認定等） 第21条 条例第29条第1項の規定による収入超過者としての認定通知並びに当該収入超過者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第31条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>収入超過者認定兼家賃額通知書（第38号様式）</u>により行う。 2 条例第29条第2項の規定による高額所得者としての認定通知並びに当該高額所得者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第33条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>高額所得者認定兼家賃額通知書（第39号様式）</u>により行う。 3 条例第29条第3項の規定により意見を述べようとする入居者は、前2項の通知を受けた日から30日以内に<u>収入超過者・高額所得者認定等更正申立書（第40号様式）</u>にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは<u>収入超過者・高額所得者認定等更正通知書（第41号様式）</u>により、理由がないと認めるときは収入	2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅模様替等承認・不承認通知書</u>により通知する。 3 [略] 4 模様替又は増築の承認を得た者は、工事の完成後7日以内に<u>市営住宅模様替等完成届</u>を市長に提出し、完成検査を受けなければならない。この場合において、市長が前項各号の規定に該当しないと認めるときは、完成物を改修又は撤去しなければならない。 （収入超過者等の認定等） 第21条 条例第29条第1項の規定による収入超過者としての認定通知並びに当該収入超過者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第31条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>収入超過者認定兼家賃額通知書</u>により行う。 2 条例第29条第2項の規定による高額所得者としての認定通知並びに当該高額所得者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第33条の規定により算出した家賃の額の通知は、<u>高額所得者認定兼家賃額通知書</u>により行う。 3 条例第29条第3項の規定により意見を述べようとする入居者は、前2項の通知を受けた日から30日以内に<u>収入超過者・高額所得者認定等更正申立書</u>にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは<u>収入超過者・高額所得者認定等更正通知書</u>により、理由がないと認めるときは<u>収入超過者・高額</u>
---	--

超過者・高額所得者認定等更正申立棄却通知書(第42号様式)により通知する。

5 〔略〕

(住宅のあっせんの申出)

第22条 条例第34条の規定による住宅のあっせんの申出は、移転先住宅あっせん申出書(第43号様式)によるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第23条 〔略〕

2 市長は、前項の調査に応じ、建替後の公営住宅への入居を希望する者に対し、建替公営住宅入居申込書(第44号様式)を交付する。

3～4 〔略〕

(住宅退去届)

第24条 条例第41条第1項による届出は、市営住宅退去届兼検査票(第45号様式)によるものとする。

(改良住宅への準用)

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の場合において、準用するとされている規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「家賃」(第14条第2項の「家賃」を除く。)とあるのは「家賃及び割増賃料」と、第14条第2項中「条例第14条」とあるのは「条例第45条」と、第15条第1項中「家賃減免申請書(第24号様式)」とあるのは「家賃及び割増賃料減免申請書(第46号様式)」と、「家賃徴収猶予申請書(第25号様式)」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予申請書(第47号様式)」と、同条第2項中「家賃減免承認・不承認通知書(第26号様式)」とあるのは「家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書(第48号様式)」と、「家賃徴収猶予承認・不承認通知書(第27号様式)」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書(第49号様式)」と 第21条第1項中「条

所得者認定等更正申立棄却通知書により通知する。

5 〔略〕

(住宅のあっせんの申出)

第22条 条例第34条の規定による住宅のあっせんの申出は、移転先住宅あっせん申出書によるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第23条 〔略〕

2 市長は、前項の調査に応じ、建替後の公営住宅への入居を希望する者に対し、建替公営住宅入居申込書を交付する。

3～4 〔略〕

(住宅退去届)

第24条 条例第41条第1項による届出は、市営住宅退去届兼検査票によるものとする。

(改良住宅への準用)

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の場合において、準用するとされている規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「家賃」(第14条第2項の「家賃」を除く。)とあるのは「家賃及び割増賃料」と、第14条第2項中「条例第14条」とあるのは「条例第45条」と、第15条第1項中「家賃減免申請書」とあるのは「家賃及び割増賃料減免申請書」と、「家賃徴収猶予申請書」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予申請書」と、同条第2項中「家賃減免承認・不承認通知書」とあるのは「家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書」と、「家賃徴収猶予承認・不承認通知書」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書」と、第21条第1項中「条例第29条第1項」とあるのは「条例第47条第1項」と、「及び条例第31条」とあるのは「並びに条例第45

例第29条第1項」とあるのは「条例第47条第1項」と、「及び条例第31条」とあるのは「並びに条例第45条及び条例第48条」と、「収入超過者認定兼家賃額通知書(第38号様式)」とあるのは「収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書(第50号様式)」と読み替えるものとする。

(使用の手続)

第30条 条例第58条第1項に規定する申請書は、社会福祉事業等使用許可申請書(第51号様式)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について社会福祉事業等使用許可・不許可通知書(第52号様式)により通知する。

(社会福祉事業等への準用)

第31条 第16条から第20条まで及び第24条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。この場合において、第16条第1項中「敷金」とあるのは「保証金」と、「敷金減免申請書(第28号様式)」とあるのは「保証金減免申請書(第53号様式)」と、「敷金徴収猶予申請書(第29号様式)」とあるのは「保証金徴収猶予申請書(第54号様式)」と、同条第2項中「敷金減免承認・不承認通知書(第30号様式)」とあるのは「保証金減免承認・不承認通知書(第55号様式)」と、「敷金徴収猶予承認・不承認通知書(第31号様式)」とあるのは「保証金徴収猶予承認・不承認通知書(第56号様式)」と読み替えるものとする。

(使用の申込み)

第33条 条例第65条の規定による駐車場使用の申込みは、市営住宅駐車場使用申込書(第57号様式)によるものとする。

(決定の通知)

第35条 条例第67条の規定による通知は、市営住宅駐車場使用者決定通知書(第58

条及び条例第48条」と、「収入超過者認定兼家賃額通知書」とあるのは「収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書」と読み替えるものとする。

(使用の手続)

第30条 条例第58条第1項に規定する申請書は、社会福祉事業等使用許可申請書とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について社会福祉事業等使用許可・不許可通知書により通知する。

(社会福祉事業等への準用)

第31条 第16条から第20条まで及び第24条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。この場合において、第16条第1項中「敷金」とあるのは「保証金」と、「敷金減免申請書」とあるのは「保証金減免申請書」と、「敷金徴収猶予申請書」とあるのは「保証金徴収猶予申請書」と、同条第2項中「敷金減免承認・不承認通知書」とあるのは「保証金減免承認・不承認通知書」と、「敷金徴収猶予承認・不承認通知書」とあるのは「保証金徴収猶予承認・不承認通知書」と読み替えるものとする。

(使用の申込み)

第33条 条例第65条の規定による駐車場使用の申込みは、市営住宅駐車場使用申込書によるものとする。

(決定の通知)

第35条 条例第67条の規定による通知は、市営住宅駐車場使用者決定通知書による

<u>号様式</u>)によるものとする。 (規則で定める書類) 第36条 条例第68条第1項第1号の規定において規則で定めることとされている書類は、次に掲げるものとする。 (1) <u>駐車場使用に関する誓約書(第59号様式)</u> (2)～(3) [略] (使用の許可) 第37条 市長は、市営住宅駐車場使用者決定通知書の交付を受けた者で条例第68条の規定による手続を行ったものに対し、必要な条件を付して<u>市営住宅駐車場使用許可書(第60号様式)</u>を交付する。 (使用料の減免又は徴収の猶予) 第39条 [略] 2 使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>市営住宅駐車場使用料減免申請書(第61号様式)</u>又は<u>市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書(第62号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書(第63号様式)</u>又は<u>市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書(第64号様式)</u>により通知する。 (保証金の減免又は徴収の猶予) 第40条 [略] 2 保証金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>市営住宅駐車場保証金減免申請書(第65号様式)</u>又は<u>市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書(第66号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書(第67号様式)</u>又	ものとする。 (規則で定める書類) 第36条 [略] (1) <u>駐車場使用に関する誓約書</u> (2)～(3) [略] (使用の許可) 第37条 市長は、市営住宅駐車場使用者決定通知書の交付を受けた者で条例第68条の規定による手続を行ったものに対し、必要な条件を付して<u>市営住宅駐車場使用許可書</u>を交付する。 (使用料の減免又は徴収の猶予) 第39条 [略] 2 使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>市営住宅駐車場使用料減免申請書</u>又は<u>市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書</u>を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書</u>又は<u>市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書</u>により通知する。 (保証金の減免又は徴収の猶予) 第40条 [略] 2 保証金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、<u>市営住宅駐車場保証金減免申請書</u>又は<u>市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書</u>を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について<u>市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書</u>又は<u>市営住宅駐</u>
--	--

は市営住宅駐車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書(第68号様式)により通知する。 (保管場所の証明) 第41条 市長は、使用者から自動車保管場所使用承諾証明申請書(第69号様式)により自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第1項第1号に規定する書面の交付申請があったときは、<u>自動車保管場所使用承諾証明書(第70号様式)</u>を交付するものとする。 2 市長は、前項の証明書を交付する際、那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の規定に基づき手数料を徴収する。 (駐車場返還届) 第42条 条例第73条において準用する条例第41条第1項の届出は、<u>市営住宅駐車場返還届(第71号様式)</u>によるものとする。 (指定管理者の指定申請等) 第43条の2 [略] 2 条例第74条の3の規則で定める申請書は、<u>指定管理者指定申請書(第72号様式)</u>によるものとする。 3 [略] (指定等) 第43条の3 市長は、条例第74条の4の規定による指定をするときは、<u>那覇市営住宅指定管理者指定通知書(第73号様式)</u>を交付する。 2 市長は、条例第74条の4の規定による指定をしないときは、<u>那覇市営住宅指定管理者不指定通知書(第74号様式)</u>を交付する。 (立入検査の証票) 第48条 条例第75条の2第3項に規定する身分を示す証票は、<u>市営住宅検査員証(第75号様式)</u>とする。	<u>車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書</u>により通知する。 (保管場所の証明) 第41条 市長は、使用者から<u>自動車保管場所使用承諾証明申請書</u>により自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面の交付申請があったときは、<u>自動車保管場所使用承諾証明書</u>を交付するものとする。 2 市長は、前項の証明書を交付する際、那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の規定に基づき手数料を徴収する。 (駐車場返還届) 第42条 条例第73条において準用する条例第41条第1項の届出は、<u>市営住宅駐車場返還届</u>によるものとする。 (指定管理者の指定申請等) 第43条の2 [略] 2 条例第74条の3の規則で定める申請書は、<u>指定管理者指定申請書</u>によるものとする。 3 [略] (指定等) 第43条の3 市長は、条例第74条の4の規定による指定をするときは、<u>那覇市営住宅指定管理者指定通知書</u>を交付する。 2 市長は、条例第74条の4の規定による指定をしないときは、<u>那覇市営住宅指定管理者不指定通知書</u>を交付する。 (立入検査の証票) 第48条 条例第75条の2第3項に規定する身分を示す証票は、<u>市営住宅検査員証</u>とする。 (様式)
---	--

第49条 [略] [第1号様式～第75号様式 別記]	第49条 条例及びこの規則の規定による別表第5に掲げる文書の様式は、市長が定める。 第50条 [略] [別表第5 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第41条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表第5(第49条関係)

番号	文書の名称	関連条項
1	市営住宅入居申込書	第3条第1項及び第3項
2	市営住宅入居申込受付票	第3条第3項
3	婚約証明書	第3条第4項第3号
4	市営住宅入居決定通知書	第3条第5項
5	市営住宅定期入居決定通知書	第3条第5項
6	定期入居決定に関する説明書	第3条の4第1項
7	定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書	第3条の4第2項
8	定期入居決定期間満了通知書	第3条の5第1項
9	定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書	第3条の5第2項
10	定期入居期間延長申請書	第3条の6
11	請書	条例第11条第1項第1号
12	請書(定期入居決定用)	条例第11条第1項第1号
13	誓約書	第6条第1項第4号
14	市営住宅入居許可書	第6条第2項
15	市営住宅定期入居許可書	第6条第2項
16	連帯保証人変更承認申請書	第8条第2項
17	連帯保証人住所等変更届	第8条第4項
18	入居変更承認申請書	第9条第1項
19	入居変更承認・不承認通知書	第9条第2項
20	入居入れ替わり承認申請書	第10条第1項
21	入居入れ替わり承認・不承認通知書	第10条第2項
22	同居承認申請書	第11条第1項
23	同居承認・不承認通知書	第11条第2項
24	同居者異動届	第12条
25	入居承継承認申請書	第13条第1項
26	入居承継承認・不承認通知書	第13条第2項
27	収入申告書	第14条第1項
28	収入額認定兼家賃額通知書	第14条第2項
29	収入額認定更正申立書	第14条第3項
30	収入額認定更正通知書	第14条第4項

31	収入額認定更正申立棄却通知書	第14条第4項
32	家賃減免申請書	第15条第1項
33	家賃徴収猶予申請書	第15条第1項
34	家賃減免承認・不承認通知書	第15条第2項
35	家賃徴収猶予承認・不承認通知書	第15条第2項
36	敷金減免申請書	第16条第1項
37	敷金徴収猶予申請書	第16条第1項
38	敷金減免承認・不承認通知書	第16条第2項
39	敷金徴収猶予承認・不承認通知書	第16条第2項
40	市営住宅一時不使用届	第18条
41	市営住宅一部用途外使用承認申請書	第19条第1項
42	市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書	第19条第2項
43	市営住宅模様替等承認申請書	第20条第1項
44	市営住宅模様替等承認・不承認通知書	第20条第2項
45	市営住宅模様替等完成届	第20条第4項
46	収入超過者認定兼家賃額通知書	第21条第1項
47	高額所得者認定兼家賃額通知書	第21条第2項
48	収入超過者・高額所得者認定等更正申立書	第21条第3項
49	収入超過者・高額所得者認定等更正通知書	第21条第4項
50	収入超過者・高額所得者認定等更正申立棄却通知書	第21条第4項
51	移転先住宅あつせん申出書	第22条
52	建替公営住宅入居申込書	第23条第2項
53	市営住宅退去届兼検査票	第24条
54	家賃及び割増賃料減免申請書	第25条第3項
55	家賃及び割増賃料徴収猶予申請書	第25条第3項
56	家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書	第25条第3項
57	家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書	第25条第3項
58	収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書	第25条第3項
59	社会福祉事業等使用許可申請書	第30条第1項
60	社会福祉事業等使用許可・不許可通知書	第30条第2項
61	保証金減免申請書	第31条
62	保証金徴収猶予申請書	第31条
63	保証金減免承認・不承認通知書	第31条

64	保証金徴収猶予承認・不承認通知書	第31条
65	市営住宅駐車場使用申込書	第33条
66	市営住宅駐車場使用者決定通知書	第35条及び第37条
67	駐車場使用に関する誓約書	第36条第1号
68	市営住宅駐車場使用許可書	第37条
69	市営住宅駐車場使用料減免申請書	第39条第2項
70	市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書	第39条第2項
71	市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書	第39条第3項
72	市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書	第39条第3項
73	市営住宅駐車場保証金減免申請書	第40条第2項
74	市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書	第40条第2項
75	市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書	第40条第3項
76	市営住宅駐車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書	第40条第3項
77	自動車保管場所使用承諾証明申請書	第41条第1項
78	自動車保管場所使用承諾証明書	第41条第1項
79	市営住宅駐車場返還届	第42条
80	指定管理者指定申請書	第43条の2第2項
81	那覇市営住宅指定管理者指定通知書	第43条の3第1項
82	那覇市営住宅指定管理者不指定通知書	第43条の3第2項
83	市営住宅検査員証	第48条

[改正前 別記]

第1号様式(第3条関係)

受付者	障がい者等級・区分	母子	D V	公共	父子	生保	療育	高齢	多子	精神	セ ン ハ ン	5 回
	(肢・聴・視・内・療) 級											

※太枠内のみ記入してください。

希望住宅		住宅タイプ		No.		受付番号	
市営住宅入居申込書							
年 月 日							
那覇市長 様 次のとおり市営住宅入居の申し込みをします。 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。							
申 込 者	住所	〒			勤務先	名称	
	フリガナ 氏名				連絡先	所在地	
						自宅電話	
						携帯電話	
市営住宅申込回数		回(今回も含める。)		家屋の所有		有 無	
入 居 す る 家 族	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業	年間所得額	
	1 本人						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
所得額合計(A)							
該当No. 記入欄		控 除 項 目			控除額		
1を除くNo.		同居、扶養親族控除			0,000円× 人＝ 円		
1を除くNo.		特定扶養親族控除			0,000円× 人＝ 円		
1を除くNo.		老人扶養控除			0,000円× 人＝ 円		
		普通障がい者控除			0,000円× 人＝ 円		
		特別障がい者控除			0,000円× 人＝ 円		
		寡婦（夫）控除			0,000円× 人＝ 円		
控除額合計(B)					円		
所得額合計(A)		控除額合計(B)			月収額		
$\{ (\quad) - (\quad) \} \div 12 = (\quad)$							

※申込回数は、これまでに辞退したり、受付票を持参しない場合は1回目となります。

※申込書は「募集のしおり」をよく読んでご記入ください。記載内容が事実と相違するときは当選しても無効になります。

※裏面もありますので必ずご記入ください。

市営住宅入居を申し込む理由（該当する番号を○で囲んでください。）※複数回答可

- 1 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- 2 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
- 3 住宅がないため親族と同居することができない。
- 4 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な住宅である。
- 5 正当な事由による立ち退きの要求を受けているが、適当な立ち退き先がない。
- 6 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
- 7 収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている。
- 8 婚約中であるが適当な住宅がない。
- 9 その他（ ）

現 在 の 住 宅 状 況	部屋数(台所を除く。)	家 賃
	()室	()円

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

市営住宅入居申込受付票			
受付番号	希望住宅		
	住宅タイプ		
住所			
氏名			
受付年月日	年 月 日		
第1次抽選	日時	年 月 日	時
	場所		
第2次抽選	日時	年 月 日	時
	場所		
(注意事項) 1. 受付番号は、そのまま抽選番号になります。 2. 問い合わせの際は、受付番号をお知らせください。 3. 受付票は、大切に保管してください。 4. 受付票の再交付はいたしません。 5. 入居が決定した方には、通知します。			

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

婚約証明書

申 込 者	住 所	
	氏 名	印
婚 約 者	住 所	
	氏 名	印
婚 約 成 立 年 月 日		年 月 日
入 籍 予 定 年 月 日		年 月 日

年 月 日

那覇市長 様

上記2名の者は、婚約中であることを証します。

申込者方の証明者

住所

氏名

印

婚約者方の証明者

住所

氏名

印

※ 証明者は、原則として父又は母でお願いします。

[改正前 別記]

第4号様式(第3条関係)

第 年 月 日

様

那覇市長

印

市営住宅入居決定通知書

下記住宅に入居決定したので通知します。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市

家 賃	共 益 費	敷 金
円	円	円 (家賃の3月分)
備 考		

※入居の手続き

決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- 1 入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書(第5号様式)を提出すること。
- 2 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- 3 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- 4 誓約書(第6号様式)を提出すること。
- 5 家賃及び敷金を納付すること。

[改正前 別記]

第4号様式の2(第3条関係)

第 年 月 日 号

様

那覇市長

印

定期入居決定通知書

下記住宅に定期入居を決定したので通知します。

なお、この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

家 賃	共 益 費	敷 金
円	円	円 (家賃の3月分)
備 考		

※入居の手続き

決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- 1 原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、那覇市営住宅条例施行規則第7条に規定する連帯保証人の連署する請書(定期入居決定用)(第5号様式の2)を提出すること。
- 2 入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- 3 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- 4 誓約書(第6号様式)を提出すること。
- 5 家賃及び敷金を納付すること。

〔改正前 別記〕

第4号様式の3(第3条の4関係)

第 年 月 日

様

那覇市長 印

定期入居決定に関する説明書

下記住宅について、那覇市営住宅条例第8条の2第4項の規定により、あらかじめ下記のとおり説明します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
説明事項	1 この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われます。 2 入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。 3 那覇市営住宅条例第8条の2第2項ただし書の規定により、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができます。 4 入居期間の延長を受けようとする場合は、入居期間が満了する日の30日前までに、那覇市営住宅条例施行規則第3条の6の定期入居期間延長申請書(第4号様式の7)により、市長に当該延長の申請をしなければなりません。

[改正前 別記]

第4号様式の4(第3条の4関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所
氏名

印

定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書

私は、那覇市営住宅条例第8条の2第5項の規定により、定期入居決定に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
説明事項	1 この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われます。 2 入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。 3 那覇市営住宅条例第8条の2第2項ただし書の規定により、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができます。 4 入居期間の延長を受けようとする場合は、入居期間が満了する日の30日前までに、那覇市営住宅条例施行規則第3条の6の定期入居期間延長申請書(第4号様式の7)により、市長に当該延長の申請をしなければなりません。

〔改正前 別記〕

第4号様式の5(第3条の5関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

定期入居決定期間満了通知書

那覇市営住宅条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で定期入居決定をした下記住宅については、入居期間の満了によりその効力が失われますので、入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡してください。

なお、那覇市営住宅条例第8条の2第11項の規定により、当該入居期間の延長を申請する場合は、別途必要な手続を行ってください。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

[改正前 別記]

第4号様式の6(第3条の5関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所
氏名

印

定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書

私は、那覇市営住宅条例第8条の2第7項の規定により、定期入居決定期間満了通知を受けた旨を証します。

なお、 年 月 日付け 第 号で定期入居決定を受けた下記住宅については、入居期間が満了する日までに明け渡します。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

[改正前 別記]

第4号様式の7(第3条の6関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所
氏名

印

定期入居期間延長申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった下記住宅に係る定期入居
決定期間の満了に当たっては、下記の理由により、入居期間が満了するときまでに入居住
宅を明け渡すことが困難です。

つきましては、那覇市営住宅条例第8条の2第11項の規定により、入居期間の延長(1年以
内)を申請します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
当初決定に係る 入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	

[改正前 別記]

第5号様式(第6条関係)

請 書

那覇市長 様

※表・裏両面ご熟読の上、太枠内のみご記入ください。

市 営 住 宅 名	那覇市					市営住宅	棟	号	
入 居 年 月 日	年 月 日								
入 居 者	フリガナ						勤務先	名 称	
	氏 名	印						電 話	
	生 年 月 日	年 月 日					自宅電話		
	本 籍						携帯電話		
連 帯 保 証 人	住 所	〒					勤務先	名 称	
	氏 名	印						続柄	電 話
							自宅電話		
							携帯電話		
連 帯 保 証 人	住 所	〒					勤務先	名 称	
	氏 名	印						続柄	電 話
							自宅電話		
							携帯電話		

私は、上記市営住宅を使用するにあたっては、次の事項を固く守ることを誓約します。
もし、違反した場合はいかなる処分を受けても異議の申立ては一切しません。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他市営住宅の利用から生じる一切の債務を保証することを誓約します。

- 1 那覇市営住宅条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守します。
- 2 家賃、敷金等は納期までに確実に納めます。
- 3 転貸し、間貸しし、又は無断で他の者を入居させません。
- 4 市長の許可なく市営住宅の模様替え、増築又は住宅以外の用途に使用しません。
- 5 住宅周辺の環境を乱し、又は契約区画以外への駐車等の迷惑行為をしません。
- 6 住宅及び共同施設については、必要な注意を払い正常な状態に維持します。
- 7 住宅及び敷地内で動物の飼育はしません。
- 8 住宅内及び敷地内で営業行為はしません。
- 9 退去する場合は、退去日の10日前までに届け出て退去検査を受けます。
- 10 電気、水道及びガス料金は、立ち退きと同時に清算し、清算済書を提出します。
- 11 その他市長の指示に従います。

続柄	入居者氏名	生年月日	勤務先
本 人		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

入居時の家賃	敷 金	
円	円	
入居時家賃領収日 年 月 日	敷金領収日 年 月 日	納付書の連番

連帯保証人資格

- 1 原則として市内に住所を有し、又は勤務している者
- 2 入居者の市営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者

[改正前 別記]

第5号様式の2(第6条関係)

請 書(定期入居決定用)

那覇市長 様

※表・裏両面ご熟読の上、太枠内のみご記入ください。

市 営 住 宅 名	那覇市 市営住宅 棟 号					
入 居 年 月 日	年 月 日					
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
入 居 者	フリガナ				勤務先 名 称	
	氏 名	印				
	生年月日	年 月 日			自宅電話	
	本 籍	(筆頭者)				
連 帯 保 証 人	住 所	〒			勤務先 名 称	
	氏 名	印				
	続柄				自宅電話	
					携帯電話	
連 帯 保 証 人	住 所	〒			勤務先 名 称	
	氏 名	印				
	続柄				自宅電話	
					携帯電話	

私は、上記市営住宅を使用するに当たっては、次の事項を固く守ることを誓約します。
もし、違反した場合はいかなる処分を受けても異議の申立ては一切しません。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他市営住宅の利用から生じる一切の債務を保証することを誓約します。

- 1 那覇市営住宅条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守します。
- 2 家賃、敷金等は納期までに確実に納めます。
- 3 入居期間の満了の日までに市営住宅を明け渡します。
- 4 転貸し、間貸しし、又は無断で他の者を入居させません。
- 5 市長の許可なく市営住宅の模様替え、増築又は住宅以外の用途に使用しません。
- 6 住宅周辺の環境を乱し、又は契約区画以外への駐車等の迷惑行為をしません。
- 7 住宅及び共同施設については、必要な注意を払い正常な状態に維持します。
- 8 住宅及び敷地内で動物の飼育はしません。
- 9 住宅内及び敷地内で営業行為はしません。
- 10 退去する場合は、退去日の10日前までに届け出て退去検査を受けます。
- 11 電気、水道及びガス料金は、立ち退きと同時に清算し、清算済書を提出します。
- 12 その他市長の指示に従います。

続柄	入居者氏名	生年月日	勤務先
本 人		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

入居時の家賃	敷 金	
円	円	
入居時家賃領収日	敷金領収日	納付書の連番
年 月 日	年 月 日	

連帯保証人資格

- 1 原則として4親等内の親族で沖縄本島内に住所を有している者であること。
- 2 入居者の公営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者として、市長が別に定める者であること。

[改正前 別記]

第6号様式(第6条関係)

誓約書

年 月 日

入居住宅 那覇市 市営住宅 棟 号

所 在 地 那覇市

年 月 日上記市営住宅に入居の許可を受けましたが、入居後は公営住宅法並びに那覇市営住宅条例及び同条例施行規則を固く守り、連帯保証人は入居者と連帯して家賃その他市営住宅の利用から生じる一切の債務を保証することを誓約します。

入居者	本籍	(筆頭者)	
	現住所	那覇市	
	フリガナ		
	氏名	印	
	生年月日	年 月 日生	
連帯保証人	本籍	(筆頭者)	
	現住所		
	フリガナ		入居者との関係
	氏名	印	
	生年月日	年 月 日生	
連帯保証人	本籍	(筆頭者)	
	現住所		
	フリガナ		入居者との関係
	氏名	印	
	生年月日	年 月 日生	

連帯保証人資格

- 1 原則として市内に住所を有し、又は勤務している者
- 2 入居者の市営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者

※入居者は、連帯保証人を変更するとき及び連帯保証人の住所、氏名又は勤務先等記載内容に変更があったときは、速やかに届け出て下さい。

〔改正前 別記〕

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

市営住宅入居許可書

市営住宅の入居を次のとおり許可します。

1 入居の決定をした入居住宅及び所在地

入居住宅	那覇市	市営住宅	棟	号
所 在 地	那覇市			

2 入居すべき者

続 柄	氏 名	入居分類

家 賃	敷 金	入居指定日
円	円	年 月 日

3 遵守事項

- (1) 那覇市営住宅条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 家賃、敷金等は納期までに確実に納めること。
- (3) 転貸し、間貸しし、又は無断で他の者を入居させないこと。
- (4) 市長の許可なく市営住宅の模様替え、増築又は住宅以外の用途に使用しないこと。
- (5) 住宅周辺の環境を乱し、又は契約区画以外への駐車等の迷惑行為をしないこと。
- (6) 住宅及び共同施設については、必要な注意を払い正常な状態に維持すること。
- (7) 住宅及び敷地内で動物の飼育はしないこと。
- (8) 住宅内及び敷地内で営業行為はしないこと。
- (9) 退去する場合は、退去日の10日前までに届け出て退去検査を受けること。
- (10) 電気、水道及びガス料金は、立ち退きと同時に清算し、清算済書を提出すること。
- (11) その他市長の指示に従うこと。

〔改正前 別記〕

第8号様式(第8条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

入居者

印

電話番号

連帯保証人を次のとおり変更したいので、申請します。

変更理由(該当する符号を○で囲んでください。)

1. 現在の連帯保証人が(ア. 死亡 イ. 辞意の申出)した。

2. その他()

新 連 帯 保 証 人	住 所	〒	勤 務 先	名 称	
				電 話 番 号	
	氏 名		印	電 話 番 号 (自 宅)	
	住 所	〒	勤 務 先	名 称	
		電 話 番 号			
	氏 名		印	電 話 番 号 (自 宅)	
旧 連 帯 保 証 人	住 所				
	氏 名				
	住 所				
	氏 名				

添付書類

入居者及び連帯保証人の印鑑証明書

連帯保証人の所得証明書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第9号様式(第8条関係)

連帯保証人住所等変更届

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

入居者

印

電話番号

連帯保証人の(住所・氏名・勤務先)に変更がありましたので、届け出ます。

1. 変更前の表示

2. 変更後の表示

3. 変更年月日

年 月 日

添付書類

変更事項を証する書類

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第10号様式(第9条関係)

入居変更承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者
 電話番号 印

次のとおり入居の変更をしたいので、申請します。

希 望 す る 住 宅					
希望する住宅のタイプ					
住 宅 の 階					
理由					
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本 人			
備考					

添付書類

住民票謄本

入居者及び同居者の所得証明書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第11号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

入居変更承認・不承認通知書

先に提出のありました入居変更承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1 承認の内容

入 居 住 宅	那覇市	市営住宅	棟	号
所 在 地	那覇市			
入 居 指 定 日	年 月 日			
家 賃	円			
共 益 費	円			
敷 金	円(家賃の3月分)			

入居の変更の手続き

決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- (1) 入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書(第5号様式)を提出すること。
- (2) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- (3) 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- (4) 入居者及び同居者の無資産証明書を提出すること。
- (5) 誓約書(第6号様式)を提出すること。
- (6) 家賃及び敷金を納付すること。

2 承認しない理由

[改正前 別記]

第12号様式(第10条関係)

入居入れ替わり承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
入居者 印
電話番号

那覇市 市営住宅 棟 号
入居者 印
電話番号

私たちは、それぞれ上記住宅に入居していますが、次の理由により双方の市営住宅の入れ替りをしたいので、申請します。

入 居 者 氏 名	理 由

添付書類

住民票謄本

入居者及び同居者の所得証明書

その他市長が必要と認める書類

〔改正前 別記〕

第13号様式(第10条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

入居入れ替わり承認・不承認通知書

先に提出のありました入居入替り承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

入 居 住 宅	那覇市	市営住宅	棟	号
住 所	那覇市			
入 居 指 定 日	年 月 日			
家 賃	円			
敷 金	円(家賃の3月分)			

入居の変更の手続き

決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- (1) 入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- (2) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- (3) 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- (4) 入居者及び同居者の無資産証明書を提出すること。
- (5) 誓約書を提出すること。
- (6) 家賃及び敷金を納付すること。

2. 承認しない理由

〔改正前 別記〕

第14号様式(第11条関係)

同居承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 印
 電話番号

次のとおり同居の承認を受けたいので、申請します。

なお、承認を受けたときは、那覇市営住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、これらに基づく市の指示に従うことを誓約します。

同居を必要とする理由					
同居させようとする者	入居者との続柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
備考					

添付書類

入居者と同居させようとする者との続柄を証する書類

同居させようとする者の所得証明書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第15号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長

印

同居承認・不承認通知書

先に提出のありました同居承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

同居させることができる者

続 柄	氏 名	生 年 月 日

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第16号様式(第12条関係)

同 居 者 異 動 届

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者(名義人)氏名 印
 電話番号

次のとおり同居者に異動がありましたので、届け出ます。

異 動 年 月 日		異 動 区 分		
		※該当する箇所を○で囲んでください。		
年 月 日		出生 ・ 死亡 ・ 転入 ・ 転出 その他()		
入居者との続柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

[改正前 別記]

第17号様式(第13条関係)

入居承継承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

住 宅 名	那覇市	市営住宅	棟 号
入 居 者 氏 名	印		
申 請 人 氏 名	印		
入 居 者 と の 続 柄			

次のとおり入居の承継の承認を受けたいので、申請します。

なお、承継を受けたときは、本件市営住宅の利用に伴い生じる一切の債権債務を入居者から承継することといたします。

入 居 の 承 継 を 必要とする理由				
入 居 世 帯 員 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先
		本 人		

添付書類

申請理由を証明する書類

印鑑証明書

入居承継に関する同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第18号様式(第13条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号 様

那覇市長 印

入居承継承認・不承認通知書

先に提出のありました入居承継承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

住 宅 名		那覇市 市営住宅 棟 号		
住 所		那覇市		
入居承継の承認をした者				
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
		本人		

入居承継の手続き

この通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- (1) 入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- (2) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- (3) 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- (4) 誓約書を提出すること。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第19号様式(第14条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

那覇市長 様

※太枠内のみ記入してください。

市営住宅名	市営住宅
棟・部屋番号	棟 号
名義人	印
申請人	印
電話番号	
携帯電話	

入居者全員の収入について次のとおり申告します。

世帯該当者の所得証明書類について、年度住民税課税台帳等で確認することに (同意します。 ・ 同意しません。)							
名義人氏名							印
氏 名	生年月日	控 除 の 種 類	職 業 勤務先(TEL)	前年収入(～)			所 得 入 力
	続 柄			給与所得	事業所得	其他所得	
	本 人						

別居扶養している方がいる場合、氏名・生年月日・住所を記入してください。

氏 名	生年月日	控 除 の 種 類	住 所
	続 柄		

※事務処理欄

受付	完備
	不備
	様の収入証明書
	様の雇用保険受給者 証の写又は退職証明
	様の保護証明書
	様の異動届
	様の扶養証明
	様の障がい者手帳 その他
入 力	
提出の方法	
窓 口 ・ 郵 送	

[改正前 別記]

第20号様式(第14条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入額認定兼家賃額通知書

次のとおり収入額を認定し、家賃額を決定しましたので、通知します。

収 入 額 認 定		控 除	
氏 名	所得額	控除種別	控除額
	円	扶養親族控除	円
	円	老人扶養控除	円
	円	特定扶養控除	円
	円	普通障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	老年者控除	円
	円	寡婦・寡夫控除	円
世帯総所得 (A)	円	合計控除額 (B)	円
収 入 額 認 定 { (A) - (B) } ÷ 12	円		

家賃額	円	共益費	円
-----	---	-----	---

備考

意見申立

収入認定額に疑義がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、那覇市長に対し、収入額認定更正申立書(第21号様式)にその理由を証する書面を添付して提出することができます。

[改正前 別記]

第21号様式(第14条関係)

収入額認定更正申立書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 印
 電話番号

認定の通知を受けた収入額について、次の理由により認定の更正を受けたいので、申し上げます。

申 立 理 由		☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 退職 ☐ 転職 ☐ 扶養親族の増 ☐ その他()			
入 居 世 帯 員 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			

認定の更正を必要とする理由を証する書面を添付してください。

死亡、転出の場合は、住民票

退職の場合は、退職証明書

転職の場合は、収入証明書

扶養親族の増の場合は、それを証する書類

[改正前 別記]

第22号様式(第14条関係)

第 年 月 日 号

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入額認定更正通知書

先に提出のありました収入額認定更正申立書の内容を審査した結果、次のとおり更正したので、通知します。

更正後の収入額 { (A) - (B) } ÷ 12	円	
	申立前の額	申立後の額
入居者全員の所得額合計 (A)	円	円
入居者全員の控除額合計 (B)	円	円
家賃	円	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

[改正前 別記]

第23号様式(第14条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入額認定更正申立棄却通知書

先に提出のありました収入額認定更正申立書の内容を審査した結果、申し立てに理由がないので、棄却します。

更正後の収入額 $\{(A) - (B)\} \div 12$	円	
	申 立 前 の 額	申 立 後 の 額
入居者全員の所得額合計 (A)	円	円
入居者全員の控除額合計 (B)	円	円
家 賃	円	円
認 定 し な い 理 由		

[改正前 別記]

第24号様式(第15条関係)

家賃減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者
 電話番号 印

次の理由により家賃の減免を受けたいので、申請します。

家 賃		減 免 を 受 け た い 期 間			
円		年 月 日から 年 月 日まで 月間			
理 由					
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			
生計の状況	収 入 の 部		支 出 の 部		
	項 目	金 額	項 目	金 額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	

添付書類

- ・所得証明書
 - ※退職の場合は、退職証明書や雇用保険受給者証等の退職の事実がわかる書類
 - ※転職の場合は、現在の収入がわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第25号様式(第15条関係)

家賃徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 号
 電話番号

次のとおり家賃の徴収の猶予を受けたいので、申請します。

徴収の猶予を必要とする理由					
入居世帯員の状況	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			
家賃月額		徴収の猶予を受けたい家賃			
円		年 月 から 年 月 まで 月分			総額 円
徴収の猶予を受けたい家賃の納付方法					
納付の期限		納付額		納付の期限	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第26号様式(第15条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

家賃減免承認・不承認通知書

先に提出のありました家賃減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

減 免 期 間	家賃(A)	減免額(B)	減免後の家賃(A)－(B)
年 月～ 年 月	円	円	円
年 月～ 年 月	円	円	円
年 月～ 年 月	円	円	円

承認条件

- (1) 減免期間中に、同居者の異動、収入の増加、生活保護の受給開始など減免の理由が消滅したとき、又は減免の理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により減免を受けていることが明らかになったときは、減免の承認を取り消し、承認していた減免期間についても正規の家賃を徴収します。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第27号様式(第15条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

家賃徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました家賃徴収猶予申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

家 賃 月 額		徴 収 を 猶 予 す る 家 賃		
円		年 月 年 月 月 分	総額	円
徴 収 を 猶 予 す る 家 賃 の 納 付 方 法				
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額	
年 月 日	円	年 月 日	円	
年 月 日	円	年 月 日	円	
年 月 日	円	年 月 日	円	
年 月 日	円	年 月 日	円	
年 月 日	円	年 月 日	円	

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第28号様式(第16条関係)

敷金減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者
 電話番号

号
印

次の理由により敷金の減免を受けたいので、申請します。

入居決定した市営住宅	那覇市 市営住宅 棟 号				
敷 金	円(家賃の3月分)				
理 由					
入居世帯員の状況	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第29号様式(第16条関係)

敷金徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

入居者

印

電話番号

次のとおり敷金の徴収猶予を受けたいので、申請します。

入居決定した市営住宅	那覇市	市営住宅	棟	号	
敷 金	円				
徴 収 猶 予 希 望 額	円				
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
徴 収 猶 予 を 必 要 と す る 理 由					
徴 収 の 猶 予 を 受 け た い 敷 金 の 納 付 方 法					
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額		
年 月 日	円	年 月 日	円		
年 月 日	円	年 月 日	円		
年 月 日	円	年 月 日	円		
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本 人			

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第30号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

敷金減免承認・不承認通知書

先に申請のありました敷金減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

入居決定した住宅名	那覇市 市営住宅 棟 号
敷 金 (A)	円(家賃の3月分)
減 免 額 (B)	円
減免後の金額(A)－(B)	円

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第31号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

敷金徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました敷金徴収猶予申請の内容を審査した結果、

☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

1. 保証の弁済			
入居決定した住宅	那覇市	市営住宅	棟 号
敷 金	円(家賃の3月分)		
徴 収 猶 予 額	円		
徴 収 を 猶 予 す る 敷 金 の 納 付 方 法			
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円

2. 承認をしない理由

〔改正前 別記〕

第32号様式(第18条関係)

市営住宅一時不使用届

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

入居者

印

電話番号

次の理由により市営住宅を一時使用しないので、届け出ます。使用しない期間中の住宅の管理については一切の責任を負います。

使用しない期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
理 由	
入居者の滞在場所	電話
使用しない期間の 住 宅 管 理 方 法	
管 理 責 任 者	住所 電話 氏名
備 考	

[改正前 別記]

第33号様式(第19条関係)

市営住宅一部用途外使用承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
入居者 印

電話番号

次のとおり市営住宅の一部を用途外使用したいので、申請します。

なお、承認を受けたときは、那覇市営住宅条例及び同施行規則その他関係法令を厳守するとともに、市の指示に従うことを誓約します。

用 途	
用途外使用理由	
用途外使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
用途外使用部分 の 見 取 図	

[改正前 別記]

第34号様式(第19条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅用途外使用承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

用 途	
住宅以外の用途 に利用する部分	
用途外使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
承認条件	
注 意 事 項	那覇市営住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、これらに基づく市の指示に従ってください。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第35号様式(第20条関係)

市営住宅模様替等承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 印
 電話番号

次のとおり住宅を模様替え(工作物設置を含む)・増築することについて承認を受けたいので、申請します。

なお、承認を受けたときは、那覇市営住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、これらに基づく市長の指示に従うことを誓約します。

模 様 替 え (設置工作物 の種類・数量)			
増 築 (構造・面積)			
着工及び完成 予定年月日	着工	年 月 日	
	完成	年 月 日	
理 由			
添 付 書 類	図面	その他	
備考			

[改正前 別記]

第36号様式(第20条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅模様替等承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅模様替等承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1 承認の内容

住 宅 名	那覇市 市営住宅 棟 号
模 様 替 え (設置工作物の種類・数量)	
増 築 (構造・面積)	
条 件 (1) 承認した図面のとおり実施すること。 (2) 模様替え等に要する一切の費用は、申請人の負担とする。 (3) 模様替え等により施設に損害が発生した場合は、速やかに申請人の費用負担で原状回復すること。 (4) 市営住宅を明け渡す場合又は承認の取消しがあった場合は、直ちに申請人の負担で原状回復又は撤去すること。 (5) 前項の処置により生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。 (6) 工事完成後は、係員の検査を受けること。	

2 承認しない理由

〔改正前 別記〕

第37号様式(第20条関係)

市営住宅模様替等完成届

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 印
 電話番号

承認番号 及び 年 月 日	第 号 年 月 日
工 事 の 内 容	
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
備 考	

添付書類

完成後の写真

〔改正前 別記〕

第38号様式(第21条関係)

年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入超過者認定兼家賃額通知書

次のとおり収入額を認定し、家賃額を決定しましたので、通知します。

収 入 額 認 定		控 除	
氏 名	所得額	控除種別	控除額
	円	扶養親族控除	円
	円	老人扶養控除	円
	円	特定扶養控除	円
	円	普通障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	老年者控除	円
	円	寡婦・寡夫控除	円
世帯総所得 (A)	円	合計控除額 (B)	円
収 入 額 認 定 { (A) - (B) } ÷ 12	円		

家 賃 額	年 月 から 年 月 まで	円	共益費	円
	から まで	円		

備考

意見申立

収入認定額に疑義がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、那覇市長に対し、収入超過者・高額所得者認定等更正申立書(第40号様式)にその理由を証する書面を添付して提出することができます。

[改正前 別記]

第39号様式(第21条関係)

年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

高額所得者認定兼家賃額通知書

次のとおり収入額を認定し、家賃額を決定しましたので、通知します。

収 入 額 認 定		控 除	
氏 名	所得額	控除種別	控除額
	円	扶養親族控除	円
	円	老人扶養控除	円
	円	特定扶養控除	円
	円	普通障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	老年者控除	円
	円	寡婦・寡夫控除	円
世帯総所得 (A)	円	合計控除額 (B)	円
収 入 額 認 定 { (A) - (B) } ÷ 12	円		

家 賃 額	年 月から 年 月まで	円	共益費	円
	から まで	円		

備考

意見申立

収入認定額に疑義がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、那覇市長に対し、収入超過者・高額所得者認定等更正申立書(第40号様式)にその理由を証する書面を添付して提出することができます。

〔改正前 別記〕

第40号様式(第21条関係)

收入超過者・高額所得者認定等更正申立書

年 月 日

那霸市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
入居者 印
電話番号

収入超過者認定兼家賃額通知書、高額所得者認定兼家賃額通知書を受けましたが、次のとおり意見がありますので、証明書を添えて申し出ます。

申立理由		☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 退職 ☐ 転職 ☐ 扶養親族の増 ☐ その他()			
入居家族の状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先	所得額
		本人			

添付書類

死亡、転出の場合は、住民票

退職の場合は、退職証明書

転職の場合は、収入証明書

扶養親族の増の場合は、それを証する書類

〔改正前 別記〕

第41号様式(第21条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長

印

収入超過者・高額所得者認定等更正通知書

先に提出のありました収入超過者・高額所得者認定等更正申立書の内容を審査した結果、次のとおり更正したので、通知します。

更正後の収入額 { (A) - (B) } ÷ 12	円	
	申 立 前 の 額	申 立 後 の 額
入居者全員の所得額合計 (A)	円	円
入居者全員の控除額合計 (B)	円	円
家 賃	円	円
適 用 期 間		
認 定	☐ 収入超過者としての認定を取り消します。 ☐ 高額所得者としての認定を取り消します。 ☐ 収入超過者として認定します。 ☐ その他	

[改正前 別記]

第42号様式(第21条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入超過者・高額所得者認定等更正申立棄却通知書

先に提出のありました収入超過者・高額所得者認定等更正申立書の内容を審査した結果、
申し立てに理由がないので、棄却します。

更 正 後 の 収 入 額 { (A) - (B) } ÷ 12	円	
	申 立 前 の 額	申 立 後 の 額
入居者全員の所得額合計 (A)	円	円
入居者全員の控除額合計 (B)	円	円
家 賃	円	円
認 定 し な い 理 由		

[改正前 別記]

第43号様式(第22条関係)

移転先住宅あっせん申出書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号

入居者 印

電話番号

次のとおり他の住宅への移転を希望しますので、住宅のあっせんをお願いします。

あっせんを希望する理由						
あっせんを希望する住宅						
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額	
		本 人				
特に考慮してもらいたいこと等があれば記入してください。						

〔改正前 別記〕

第44号様式(第23条関係)

希望住宅		住宅タイプ		受付番号	
------	--	-------	--	------	--

建替公営住宅入居申込書
 年 月 日

那覇市長 様

次のとおり建替後の公営住宅への入居の申し込みをします。
 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議申しません。

申 込 者	住 所	〒			勤 務 先	名 称	
	フリガナ			電 話 番 号			
	氏 名			印	電 話 番 号 (自 宅)		

入 居 す る 家 族		続 柄	氏 名	年 齢	職 業	年 間 所 得 額			
	1	本 人							
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
						所 得 額 合 計			

	同居、扶養親族控除	0,000円× 人＝	円		
	特定扶養親族控除	0,000円× 人＝	円		
	老人扶養控除	0,000円× 人＝	円		
	寡婦（夫）控除		円		
	老年者控除		円		
	普通障害者控除	0,000円× 人＝	円		
	特別障害者控除	0,000円× 人＝	円		
	控除額の合計		円		
	所得額合計		控除額合計		月 収 額
{() - () } ÷ 12 = ()					

※太線部分については、記入しないでください。

[改正前 別記]

第45号様式(第24条関係)

市営住宅退去届兼検査票		受 付 番 号	
住 宅 名	那覇市	市営住宅	棟 号
移 転 先			
退 去 年 月 日	年 月 日		
那覇市長 様		年 月 日	
		届出人氏名 印	
		入居者氏名 印	
		電話番号	
上記住宅を退去することになりましたので、検査をしていただきたく、届け出ます。			
検 査 年 月 日	年 月 日 時 分		
修 繕 箇 所	数	量	修 繕 箇 所
畳 の 表 替 え		枚	電 気 設 備 破 損
畳 の 台 替 え		枚	給 排 水 設 備 破 損
ふすまの張り替え		枚	消 火 器 の 有 無
ガ ラ ス		枚	撤 去 物
ロータンクふた			
ロ ー タ ン ク		入 居 者 負 担	
戸 車		個	建 築
クレセント・カムラッチ等		個	畳
壁の破損・汚損		枚	他
流し台化粧板		枚・一式	合 計
板 壁 破 損		枚	修 繕 費 納 付
完納(/)・未納			
備考			
修 繕 結 果			係 員
			確 認 年 月 日
		年 月 日	

[改正前 別記]

第46号様式(第25条関係)

家賃及び割増賃料減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者
 電話番号 印

次の理由により家賃及び割増賃料の減免を受けたいので、申請します。

家賃及び割増賃料		減 免 を 受 け た い 期 間			
家 賃	円	年 月 日から 年 月 日まで 月間			
割増賃料	円				
理 由					
入居世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			
生計の状況	収 入 の 部		支 出 の 部		
	項 目	金 額	項 目	金 額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	

添付書類

- ・所得証明書
 - ※退職の場合は、退職証明書や雇用保険受給者証等の退職の事実がわかる書類
 - ※転職の場合は、現在の収入がわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第47号様式(第25条関係)

家賃及び割増賃料徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者
 電話番号

次のとおり家賃及び割増賃料の徴収の猶予を受けたいので、申請します。

徴収の猶予を必要とする理由					
入居世帯員の状況	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			
家賃及び割増賃料		徴収の猶予を受けたい家賃及び割増賃料			
家賃 割増賃料		円 円	年 月 から 年 月 まで		月分 総額 円
徴収の猶予を受けたい家賃及び割増賃料の納付方法					
納付の期限		納付額		納付の期限	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	
年 月 日		円		年 月 日	

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第48号様式(第25条関係)

第 号
年 月 日那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書

先に提出のありました家賃及び割増賃料減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

減 免 期 間	家賃及び割増賃料 (A)	減 免 額 (B)	減免後の家賃及び 割増賃料(A)－(B)
年 月～ 年 月	円	円	円
年 月～ 年 月	円	円	円
年 月～ 年 月	円	円	円

承認条件

- (1) 減免期間中に、同居者の異動、収入の増加、生活保護の受給開始など減免の理由が消滅したとき、又は減免の理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により減免を受けていることが明らかになったときは、減免の承認を取り消し、承認していた減免期間についても正規の家賃及び割増賃料を徴収します。

2. 承認しない理由

〔改正前 別記〕

第49号様式(第25条関係)

第 年 月 日 号

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました家賃及び割増賃料徴収猶予申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

家賃及び割増賃料		徴収を猶予する家賃		
家賃	円	年 月から		総額
割増賃料	円	年 月まで 月分		
徴収を猶予する家賃及び割増賃料の納付方法				
納付の期限	納付額		納付の期限	納付額
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第50号様式(第25条関係)

年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書

次のとおり収入額を認定し、家賃額を決定しましたので、通知します。

収 入 額 認 定		控 除	
氏 名	所得額	控除種別	控除額
	円	扶養親族控除	円
	円	老人扶養控除	円
	円	特定扶養控除	円
	円	普通障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	老年者控除	円
	円	寡婦・寡夫控除	円
世帯総所得(A)	円	合計控除額(B)	円
収 入 額 認 定 { (A) - (B) } ÷ 12	円		

家賃額及び割増賃料		(家賃額)	(割増賃料)	共益費 円
年 月から	円	(円)	(円)	
年 月まで	円	(円)	(円)	
から	円	(円)	(円)	
まで				

備考

意見申立

収入認定額に疑義がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、那覇市長に対し、収入超過者・高額所得者認定等更正申立書(第40号様式)にその理由を証する書面を添付して提出することができます。

[改正前 別記]

第51号様式(第30条関係)

社会福祉事業等使用許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

住所

名称及び代表者氏名

印

次のとおり市営住宅を使用したいので、申請します。

1. 使用する市営住宅

住 宅 名	那覇市	市営住宅	棟 号
-------	-----	------	-----

2. 使用目的

3. 使用期間

4. 現に市営住宅を使用しようとする者

氏 名	性 別	生 年 月 日	1 年 間 の 収 入 額	備 考

※備考欄に障害の内容及び程度を記載してください。

添付書類

- (1) 申請人の法人登記簿謄本及び代表者の印鑑登録証明書
- (2) 定款又は寄附行為の写し
- (3) 社会福祉事業等の概要
- (4) 保護者の氏名、住所、連絡先を記入した書類

〔改正前 別記〕

第52号様式(第30条関係)

第 年 月 日 号

様

那覇市長

印

社会福祉事業等使用許可・不許可通知書

先に提出のありました社会福祉事業等使用許可申請書の内容を審査した結果、

☐ 次のとおり許可しましたので、通知します。☐ 次の理由により許可しませんので、通知します。

1. 許可の内容

(1) 使用する市営住宅

住 宅 の 所 在 地	那覇市
住 宅 名	那覇市 市営住宅 棟 号
使 用 料 (月 額)	円
保 証 金	円(使用料の3月分)

(2) 使用目的

(3) 使用期間

(4) 現に市営住宅を使用しようとする者

氏 名	性 別	生 年 月 日	氏 名	性 別	生 年 月 日

(5) 使用許可の条件

(6) その他

2. 許可しない理由

[改正前 別記]

第53号様式(第31条関係)

保証金減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅

棟

号

使用者

印

電話番号

次の理由により保証金の減免を受けたいので、申請します。

入居決定した市営住宅	那覇市	市営住宅	棟	号	
保 証 金	円(使用料の3月分)				
理 由					
使用 者 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第54号様式(第31条関係)

保証金徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 入居者 印
 電話番号

次のとおり保証金の徴収の猶予を受けたいので、申請します。

入居決定した市営住宅	那覇市 市営住宅 棟 号				
保 証 金	円				
徴 収 猶 予 希 望 額	円				
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
徴 収 猶 予 を 必 要 と す る 理 由					
徴 収 の 猶 予 を 受 け た い 保 証 金 の 納 付 方 法					
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額		
年 月 日	円	年 月 日	円		
年 月 日	円	年 月 日	円		
年 月 日	円	年 月 日	円		
使用 者 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額
		本人			

添付書類

所得証明書(退職、転職の場合は、退職証明書又は収入証明書)

同意書

その他市長が必要と認める書類

〔改正前 別記〕

第55号様式(第31条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

保証金減免承認・不承認通知書

先に申請のありました保証金減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

入 居 決 定 し た 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
保 証 金 (A)	円(使用料の3月分)
減 免 額 (B)	円
減免後の金額(A)－(B)	円

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第56号様式(第31条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

保証金徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました保証金徴収猶予承認申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認したので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

入居決定した住宅	那覇市市営住宅棟号		
保証金	円(使用料の3月分)		
徴収猶予額	円		
徴収の猶予する保証金の納付方法			
納付の期限	納付額	納付の期限	納付額
年月日	円	年月日	円
年月日	円	年月日	円
年月日	円	年月日	円

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第57号様式(第33条関係)

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

使用者氏名

印

電話番号

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので、申請します。

駐 車 場 所		那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画					
保 有 す る 自 動 車	自動車登録番号						
	車 名						
	型 式						
	車 体 番 号						
	自動車の大きさ	長さ	m	幅	m	高さ	m
	所有者の氏名						

添付書類

運転免許証の写し

自動車検査証の写し

[改正前 別記]

第58号様式(第35条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長

印

市営住宅駐車場使用者決定通知書

先に申請のありました市営住宅駐車場使用許可申請については、次のとおり決定したので、通知します。

使用許可駐車場	市営住宅 第 号駐車場 第 区画
使用料	月額 円
保証金	円(使用料の3月分)

使用手続きについて

通知を受け取った日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- (1) 駐車場使用に関する誓約書を提出すること。
- (2) 自動車検査証の写しを提出すること。
- (3) その他市長が必要と認める書類を提出すること。
- (4) 保証金を支払うこと。

(注意)

期限内に手続きをしなければ、使用の取り消しもあります。

〔改正前 別記〕

第59号様式(第36条関係)

駐車場使用に関する誓約書

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
使用者氏名 号 印

使用許可を受ける駐車場	那覇市	市営住宅 第	号 第	号区画
-------------	-----	--------	-----	-----

駐車場の使用にあたっては、次の誓約事項を堅く守ります。

誓約事項

- 1 使用許可を受けた駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を第三者に譲渡しません。
- 2 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込みません。
- 3 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物を設置しません。
- 4 駐車区画を自動車の駐車以外の用途には使用しません。
- 5 駐車場において、天災、火災、盗難、損傷等の事故及び人身事故等が発生した場合においては、自己の責任において損失を補てんし、又は損害の賠償をします。
- 6 駐車場又は附帯施設を損傷したときは、すみやかに原状に復し、又はその損害を賠償します。
- 7 駐車区画の使用においては、美化活動に努め適切な維持管理を行います。
- 8 那覇市営住宅条例及び同条例施行規則を遵守するとともに、市長の指示に従います。

〔改正前 別記〕

第60号様式(第37条関係)

第 号
年 月 日那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長

印

市営住宅駐車場使用許可書

先に申請されました市営住宅駐車場使用許可申請については、次のとおり許可します。

使 用 許 可 駐 車 場	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画
使 用 開 始 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 料	月額 円
保 証 金	円(使用料の3月分)

(使用上の注意)

1. 使用料は、毎月末までに納入してください。
2. 使用料を3月以上滞納したときは、許可を取り消すことがあります。
3. 使用者が使用許可条件に違反したとき、又は駐車場を公共のため使用する必要が生じたときは、許可を取り消すことがあります。
4. 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車種を変更したときは、直ちに報告してください。
5. 退去又は廃車その他の理由により駐車場を使用しなくなったときは、使用しなくなる日の10日前までに返還手続を行ってください。

[改正前 別記]

第61号様式(第39条関係)

市営住宅駐車場使用料減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 使用者氏名 号
 電話番号 印

次の理由により市営住宅駐車場使用料の減免を受けたいので、申請します。

駐 車 場 区 画	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画					
理 由						
使 用 料	月額 円					
入 居 世 帯 員 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額	備 考
		本人				

添付書類

身体障害者手帳

所得証明書

自動車検査証の写し

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第62号様式(第39条関係)

市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 使用者氏名
 電話番号

印

次の理由により市営住宅駐車場使用料の徴収猶予を受けたいので、申請します。

駐 車 場 区 画	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画					
理 由						
使 用 料	月額 円					
徴収猶予を受けたい期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
徴 収 の 猶 予 を 受 け た い 使 用 料 の 納 付 方 法						
納 付 の 期 限	納 付 額		納 付 の 期 限	納 付 額		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		
入 居 世 帯 員 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	所 得 額	備 考
		本人				

添付書類

身体障害者手帳

所得証明書

自動車検査証の写し

その他市長が必要と認める書類

〔改正前 別記〕

第63号様式(第39条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅駐車場使用料減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

減 免 期 間	使 用 料 (A)	減 免 額 (B)	減免後の使用料 (A) - (B)
年 月 日～ 年 月 日	(月額) 円	(月額) 円	円
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円

承認条件

- (1) 減免期間中に収入の増加などで減免理由がなくなったとき、又は減免理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により減免を受けていることが明らかになったときは、減免の承認を取り消し、承認していた減免期間についても正規の使用料を徴収します。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第64号様式(第39条関係)

第 年 月 日 号

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

使 用 料		徴 収 を 猶 予 す る 使 用 料	
円		年 月 から 年 月 まで 月 分	総額 円
徴 収 を 猶 予 す る 使 用 料 の 納 付 方 法			
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円

承認条件

- (1) 徴収猶予期間中に収入の増加などの徴収猶予理由がなくなったとき、又は徴収猶予理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により徴収猶予を受けていることが明らかになったときは、徴収猶予の承認を取り消し、承認していた徴収猶予期間についても正規の使用料を徴収します。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第65号様式(第40条関係)

市営住宅駐車場保証金減免申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 使用者氏名 印
 電話番号

次の理由により市営住宅駐車場保証金の減免を受けたいので、申請します。

駐 車 場 区 画	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画					
理 由						
保 証 金	円(使用料の3月分)					
入居世帯員の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	所 得 額	備 考
		本人				

添付書類

身体障害者手帳

所得証明書

自動車検査証の写し

その他市長が必要と認める書類

[改正前 別記]

第66号様式(第40条関係)

市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市 市営住宅 棟 号
 使用者氏名 印
 電話番号

次の理由により市営住宅駐車場保証金の徴収猶予を受けたいので、申請します。

駐 車 場 区 画	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画					
理 由						
保 証 金	円(使用料の3月分)					
徴収猶予を受けたい期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
徴 収 の 猶 予 を 受 け た い 保 証 金 の 納 付 方 法						
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額			
年 月 日	円	年 月 日	円			
年 月 日	円	年 月 日	円			
年 月 日	円	年 月 日	円			
入居世帯員の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	所 得 額	備 考
		本人				

添付書類

身体障害者手帳

所得証明書

自動車検査証の写し

その他市長が必要と認める書類

〔改正前 別記〕

第67号様式(第40条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅駐車場保証金減免申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

駐 車 場 区 画	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画
保証金の額 (A)	円
減免額 (B)	円
減免後の金額(A) － (B)	円

承認条件

- (1) 減免期間中に収入の増加等で減免理由がなくなったとき、又は減免理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により減免を受けていることが明らかになったときは、減免の承認を取り消し、承認していた減免期間についても正規の使用料を徴収します。

2. 承認しない理由

[改正前 別記]

第68号様式(第40条関係)

第 年 月 日

那覇市 市営住宅 棟 号
様

那覇市長 印

市営住宅駐車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書

先に提出のありました市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書の内容を審査した結果、

- ☐ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- ☐ 次の理由により承認しませんので、通知します。

1. 承認の内容

保 証 金		徴 収 を 猶 予 す る 保 証 金	
円		年 月 から 年 月 まで 月 分	総額 円
徴 収 を 猶 予 す る 保 証 金 の 納 付 方 法			
納 付 の 期 限	納 付 額	納 付 の 期 限	納 付 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円

承認条件

- (1) 徴収猶予期間中に収入の増加等の徴収猶予の理由がなくなったとき、又は徴収猶予の理由に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽の申請により徴収猶予を受けていることが明らかになったときは、徴収猶予の承認を取り消し、承認していた徴収猶予期間についても正規の使用料を徴収します。

2. 承認しない理由

〔改正前 別記〕

第69号様式(第41条関係)

自動車保管場所使用承諾証明申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請人

那覇市

市営住宅 棟

号

使用者名

印

電話番号

次のとおり自動車の保管場所として使用承諾のあることを証明願います。
 なお、自動車保管場所登録が済みしだい自動車検査証を提出することを誓約します。

使用目的					
	現在の車の再検査受、中古、新車購入				
使用者名					
保管場所	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画				
種別 車名 大きさ	長さ m	登録番号		型式	
		車体番号		幅 m	高さ m
使用開始日	年 月 日 から 年 月 日 まで				

[改正前 別記]
第70号様式(第41条関係)

自動車保管場所使用承諾証明書

第 号

保管場所の位置		警察署長提出用	
使 用 者	〒 住所		
	氏 名		
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日			
住 所		氏 名	印
		那覇市長	

[改正前 別記]

第71号様式(第42条関係)

市営住宅駐車場返還届

年 月 日

那覇市長 様

那覇市 市営住宅 棟 号
使用者 印
電話番号

次のとおり市営住宅駐車場を返還します。

返 還 する 駐 車 場	那覇市 市営住宅 第 号駐車場 第 区画
返 還 予 定 日	年 月 日
車 両 番 号	
返 還 理 由	

[改正前 別記]

第72号様式(第43条の2関係)

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所 在 地
団体の名称
代表者の氏名
担当者の氏名
電話番号

印

指定管理者指定申請書

那覇市営住宅等の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇市営住宅条例第74条の3の規定により必要な書類を添えて申請します。

〔改正前 別記〕

第73号様式(第43条の3関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日所在地
団体名
代表者 様

那覇市長 印

那覇市営住宅指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営住宅等の指定管理者の指定については、那覇市営住宅条例第74条の4の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

[改正前 別記]

第74号様式(第43条の3関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市長 印

那覇市営住宅指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営住宅等の指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

[改正前 別記]

第75号様式(第48条関係)

(表)

市営住宅検査員証	第	号
所属		
氏名		
生年月日	年	月 日生
交付	年	月 日
那覇市長	印	

(裏)

那覇市営住宅条例(抜粋)

(立入検査)

第75条の2 市長は、市営住宅の管理上特に必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定による検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

告 示

那覇市告示第 111 号

平成 25 年 1 月 17 日

掲 示 済

那覇市国場児童館の指定管理者の指定について

那覇市国場児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 24 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号）第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市国場児童館
所在地 那覇市字国場 353 番地

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人沖縄じんぶん考房
所在地 那覇市壺屋 1 丁目 7 番 20 号
代表者 代表理事 山崎 新

3 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

那覇市告示第 111 号

平成 25 年 1 月 17 日

掲 示 済

那覇市大名児童館の指定管理者の指定について

那覇市大名児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 24 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号）第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市大名児童館

所在地 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人うていーらみや

所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 277 番地

代表者 理事長 仲本 千佳子

3 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

公 告

那覇市公告第 320 号

平成 25 年 2 月 4 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

消防本部告示

那覇市消防本部告示第 1 号

平成 25 年 1 月 31 日

掲 示 済

総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合も含む。）の規定に基づき、総合操作盤を設けなければならない防火対象物を次のように指定する。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの
 - (2) 地階を除く階数が 5 以上10以下で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
- 2 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうちから次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの
 - (1) 政令第12条第 1 項又は那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)第38条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - (2) 政令第13条第 1 項又は条例第39条第1項の規定に基づく、水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
- 3 地階の床面積が5,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの
 - (1) 政令第12条第 1 項又は条例第38条第1項に基づくスプリンクラー設備
 - (2) 政令第13条第 1 項又は条例第39条第1項の規定に基づく、水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
- 4 1 から 3 までに掲げる防火対象物のうち次のいずれかに該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。
 - (1) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第 2 条第 1 号に該当する防火対象物
 - (2) 防火対象物の利用、管理等の状況及び消防用設備等の設置状況から集中監視する必要がないと認められる防火対象物
- 5 この告示は、平成25年 2 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第7号

平成25年1月28日

掲 示 済

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について

那覇市営奥武山体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成24年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地1
(2) 那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番の1地先

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地 那覇市字識名1227番地
代表者 会長 石川秀雄

3 指定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

那覇市教育委員会告示第8号

平 成 2 5 年 2 月 1 日

掲 示 済

那覇市文化財の指定について

那覇市文化財保護条例（昭和48年条例第24号）第5条第1項の規定により、那覇市指定有形文化財を次のとおり指定する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

- 1 種 目：美術工芸品
- 2 指定名称：蔵骨器 1727 年製「^{どん}壇」
- 3 地 番：那覇市壺屋1－9－32
- 4 員 数：1 基
- 5 所 有 者：那覇市

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 68 号

平 成 2 5 年 2 月 1 5 日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条に基づき準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により平成 25 年 1 月 1 日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成 25 年 2 月 23 日から同年 3 月 9 日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階

那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 69 号

平 成 2 5 年 2 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

.....

那覇市選挙管理委員会告示第 70 号
平 成 2 5 年 2 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

